

## 現場代理人の常駐義務緩和の取扱いについて

工事請負契約約款第10条第3項の改正に伴い、「現場代理人の常駐を要しない期間」及び「現場代理人の兼務」について以下のとおり取り扱うこととしました。

現場代理人の配置に当たっては、この取扱いのほか、各工事案件の特記仕様書等の要件を必ずご確認ください。

### 現場代理人の常駐を要しない期間

以下のいずれかに該当する期間において、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、当該期間については、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととします。

常駐を要しない期間については、工事主管課と十分調整をしてください。

- (1) 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施行を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3項に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

### 現場代理人の兼務

#### 1 兼務要件について

以下の要件を全て満たす場合は、現場代理人を兼務することができます。

- (1) 現場代理人が兼務しようとする工事の予定価格（税込）がいずれも以下の金額未満の工事であること。
  - ①発注業種「建築工事」以外の工事 4,500 万円
  - ②発注業種「建築工事」 9,000 万円※ 各工事の特性を踏まえ、予定価格が上記の金額未満でも現場代理人の兼務を認めないこととする場合があります。
- (2) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも墨田区発注工事であること。
- (3) 現場代理人が兼務しようとする工事がいずれも維持工事でないこと。  
※ ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいいます。

- (4) 現場代理人が兼務しようとする工事数が現在施工中の他の工事を含めて2件までであること。
- (5) 現場代理人が現場で不在となる際には連絡員を配置すること。
  - ※ ここでいう「連絡員」とは現場代理人の不在時に現場で緊急を要する事態（たとえば事故対応や住民対応など）が生じた際、現場代理人に速やかに連絡を行う者をいいます。
- (6) 連絡員が配置時点の日において、受注者と直接的な雇用関係にあること。
- (7) 現場代理人と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 現場代理人は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

※ 施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「総括安全衛生責任者の選任を要するときにはその事業場に専属のものとすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

## 2 手続きについて

現場代理人の兼務を希望する場合は、契約締結後、各工事案件を監督する工事主管課へ申し出てください。

※ 現場代理人の兼務申請は、契約締結後に行っていただきます。申請が認められなかった場合には、現場代理人の再配置が必要となってきます。配置できない場合には、契約解除等の措置が取られる場合があります。

入札時点から、要件等を十分確認の上、配置予定を立てていただくよう、お願いいたします